

用語の定義



- 【市民】** …… 市内に居住する者(住民)、市内で働き、若しくは学ぶ者又は事業者等
- 【市長等】** …… 市長その他の執行機関(教育委員会、監査委員、選挙管理委員会、公平委員会、農業委員会及び固定資産評価審査委員会)
- 【市】** …… 市議会及び市長等によって構成される基礎自治体としての明石市
- 【参画】** …… 市の政策等の計画段階から実施、評価、改善に至るそれぞれの段階において、市民が主体的に関わっていくこと
- 【協働】** …… 市民と市、市民同士が、それぞれの知恵や経験、専門性などの資源を生かし、尊重し合いながら、果たすべき役割と責任を自覚し、共に考え、共に力をあわせること

市政運営の原則



- 1 参画と協働に基づくこと。
- 2 公正で透明であること。
- 3 効果的で効率的であること。
- 4 施策を計画的に実施し、実施結果について評価を行うこと。

[PDCA/Plan(計画)・Do(実施)・Check(評価)・Action(改善)のサイクル]

以上4つの基本原則に基づいた市政運営が行われるよう、次に掲げる原則を定めています。

市政を、地域の実情に即し、質の高いものとするため

- 総合計画を中心とした計画的・総合的な市政運営のための原則
- 健全で持続可能な財政のための原則
- 自主解釈や自主立法を活用できる法務の充実のための原則
- PDCAサイクルを機能させていくための評価に関する原則

市政を担う組織について

- 健全で堅実な行政運営を図っていくための行政改革に関する原則
- 組織のあり方に関する原則

市政に対する公正さや信頼を確保するために

- 行政処分や行政指導、規則等に関する適正な行政手続に関する原則
- 苦情や要望等に誠実・迅速に対応し、市民の権利・利益の救済を図るための原則
- 不正行為を防止し、公正な職務の執行を確保するための法令遵守や公益通報に関する原則

なお、4つの基本原則と直ちに対応するものではありませんが、危機管理についての原則を定めています。

市民主体のまちづくりを目指して

明石市 自治基本条例 が施行され ました。

自治基本条例は、これからの「明石の自治」を築くために、
市民、市議会、市長など明石の自治を担う全員で
共有しなければならない最も大切なことを定め、
それに沿ってどんなまちにするかを考え、推し進めていくためのものです。
明石の確かな未来に向けて出発進行!!



平成22年(2010年)6月発行
【お問い合わせ】明石市総務部総務課

〒673-8686 明石市中崎1丁目5-1
TEL078-918-5005 FAX078-918-5103 E-mail soumuka@city.akashi.lg.jp



まちをつくるのは私たち市民

キーワードは…『市民参画』『情報共有』『協働』

明石市自治基本条例は、前文と6つの章にわたる38の条文で構成されています。

市民自ら、暮らしていてよかったと思える、安全で安心して暮らせる豊かなまち、人をいたわりお互いの尊厳や人権を大切に、自然をいつくしむ優しさにあふれたまち「明石」を目指しています。



市民

自治の主体
市民、市議会、市長等がそれぞれの役割をはたしながら、協力して暮らしやすいまちづくりを進めます。

なお、市政への市民参画、協働のまちづくり、情報の共有における市長等の責務については、それぞれの場面ごとに定めています。

市長等

- 市長は、市政の代表者として、市民の信託にこたえ、公正かつ誠実に、市政運営を行います。
- 市長は、毎年度、市政の基本方針を明らかにするとともに、その達成状況を市民及び市議会に報告します。
- 職員は、全体の奉仕者であり、法令を遵守し、市民に対して丁寧で分かりやすい説明に努め、公正かつ誠実に、その職務を遂行します。

- 市民は、自治の主体であり、市政に参画する権利及び市政に関する情報を知る権利を有します。
- 市民は、まちづくりのための主体的又は自主的な活動を自由に行う権利を有します。
- 市民は、自らの発言と行動に責任を持つとともに、まちづくりにおいて互いの意見及び行動を尊重し合います。
- 事業者等は、市民と共に地域社会を構成するものとして、社会的責任を自覚し、地域との調和を図り、まちづくりの推進に寄与するよう努めます。

市議会

- 市議会は、市民の目線に立って、市政の重要事項を決定するとともに、市政に対する監視、調査を的確に行い、適正な執行を確保します。
- 市議会は、活動報告会の実施等により、議会活動について積極的に市民に情報発信するとともに、市民の意思を市政に反映するために、市民参加を推進し、市民に開かれた議会運営に努めます。



そもそも自治基本条例とは

少子高齢社会や成熟社会といわれるような大きな社会変化、地方分権の進展、厳しい財政状況、市民との関係の変化といったことを受けて、公共サービスの多様さと質と量の充実や、地域のことは地域で解決することが求められる状況となっています。市民、事業者等、市議会、市長その他の執行機関が、それぞれの役割に応じてうまく連携、協力していく仕組みづくりが必要と考え、自治基本条例の制定に向けて取り組むことにしたものです。自治基本条例は、自治推進の理念や市民と市との情報の共有、参画と協働によるまちづくりや市政運営の原則など明石市の自治の基本を定めたものです。そのため、他の条例や規則等は、この条例の趣旨を最大限に尊重し、この条例との整合性を図りながら制定改廃や運用がされることになります。



自治の基本3原則



1 市政への市民参画

市長等の責務

■市長等は、市民の市政への参画の機会を保障します。

市民参画の手法

■市長等は、市民が市政に参画することができるよう多様な参画手法を用います。

住民投票

■将来にわたって明石市に重大な影響を及ぼすと考えられる事項について、住民が市長に対して住民投票の実施を請求したときは、市長は、住民投票を実施します。
■住民投票の発議要件、請求手続、投票に付すべき事項、投票の資格要件、実施に関する手続その他必要な事項については、別に条例で定めます。

2 協働のまちづくり

市長等の責務

■市長等は、市民と共に協働の仕組みづくりに取り組みます。
■市長等は、まちづくりのための基盤整備を図るとともに、市民との円滑な連携を図るため、市民活動への支援を行います。

地域コミュニティ

■市民は、地域の多岐にわたる課題に総合的に対応するための組織（協働のまちづくり推進組織）を設立し、地域コミュニティとして協働のまちづくりを推進します。
■協働のまちづくり推進組織が担うまちづくりの基本的な単位は、小学校区とします。

協働のまちづくり推進組織

■協働のまちづくり推進組織は、民主的で開かれた運営を行い、地域での組織づくり及び活動に当たっては、地縁による団体その他各種団体間の連携、協力に努めます。

協働のまちづくりの拠点

■小学校区コミュニティ・センターを協働のまちづくりの拠点として位置付け、市民と市、市民同士が地域等の情報を共有する場又は市民と市が協働するための場等まちづくりの場とします。

3 情報の共有

市長等の責務

■市長等は、市民が必要とする情報を的確に把握するとともに、市政情報を適切な時期に、適切な方法で、積極的に、分かりやすく市民に公開及び提供するなど、情報の共有を図ります。

個人情報の保護

■市長等は、情報の共有に当たっては、別に条例で定めるところにより、市政全体において、個人情報を保護します。

市民から市長等への情報提供

■市民は、市長等に対して地域での情報を積極的に提供し、情報の共有に努めます。

市民同士の情報の共有

■市民は、互いに、個人情報の保護には十分配慮した上で、積極的に情報の交換を行い、情報の共有に努めます。